

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 介護老人福祉施設の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

2

### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画地区計画の変更案の縦覧（2件）【建築都市局計画部都市計画課】
- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

3

5

北九州市告示第 381 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、法第 93 条及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 135 条の 2 の規定により次のように告示する。

平成 30 年 9 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

介護老人福祉施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1028 94	特別養護老人ホーム すみれそ う	北九州市門司区 風師四丁目 12 番 31 号	社会福祉法 人 英会	平成 30 年 9 月 1 日

北九州市公告第 6 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 9 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
蜷住団地地区計画	北九州市若松区大字蜷住地内

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 3 0 年 9 月 4 日から同月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 3 0 年 9 月 1 8 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 9 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
東田東部地区地区計画	北九州市八幡東区枝光二丁目及び東田四丁目地内

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 3 0 年 9 月 4 日から同月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成 3 0 年 9 月 1 8 日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 9 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類  
用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉北区	下到津一丁目及び板櫃町の各一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 3 0 年 9 月 4 日から同月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 3 0 年 9 月 1 8 日までに到着するように提出すること。